

## 7月の税務カレンダー

固定資産税 第2期  
所得税の予定納税額の納付 第1期



## 上場株式等の配当所得と譲渡所得（特定口座・源泉徴収あり）の課税方式を一致へ

令和4年度税制改正により、上場株式等の配当所得と譲渡所得（特定口座・源泉徴収あり）の課税方式が個人住民税と所得税とで一致されることになりました。※令和6年度の個人住民税より  
現行では、例えば所得税で申告した上場株式等の配当の課税方式と異なる課税方式を住民税で選択することができます。所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することで、国民健康保険料などの節税が可能となります。

### 【現行の上場株式等の配当所得と譲渡所得（特定口座・源泉徴収あり）の課税方式】

注：復興特別所得税については省略

- ・配当所得 ①総合課税（所得税：累進税率・配当控除、住民税：10%・配当控除）  
②申告分離課税（所得税：15%、住民税5%、上場株式等の譲渡損失との損益通算・繰越控除適用可能）  
③申告不要（源泉徴収のみで終了、所得税：15%、住民税5%）
- ・譲渡所得 ①申告分離課税（所得税：15%、住民税5%、上場株式等の譲渡損失との損益通算・繰越控除適用可能）  
②申告不要（源泉徴収のみで終了、所得税：15%、住民税5%）

令和6年度の住民税からは、所得税と住民税が一体として制度設計されてきた基本的な考え方を踏まえ、公平の観点から、異なる課税方式が選択できなくなります。

例えば、上場株式等の配当所得について、所得税の申告時に「申告分離課税」を適用した場合は、住民税でも「申告分離課税」が適用されます。また、所得税で「申告不要」を選択し所得税の確定申告をしない場合は、住民税でも「申告不要」と自動的にになります。

### <土地の価格＝路線価について>

令和4年7月1日国税庁より令和4年1月1日時点での「路線価」が公表されました。国税庁のHPで誰でも閲覧することができます。手順としては、国税庁のHPから URLは <https://www.nta.go.jp/> です。

長崎県内の路線価によると、標準宅地の平均変動率は前年より0.5%上昇し、2年ぶりにプラスに転じたとのこと。

次に、路線価のURLは <https://www.rosenka.nta.go.jp/> です。次に、年度を選択し、該当する都道府県より市町村を選択し、該当する地点の「路線価図」を選択し、印刷することができます。

「路線価」地域ではない場合は、「評価倍率表」を選択し、印刷することができます。市町村の固定資産税の評価額に、この倍率を乗じた価額が、土地の評価額となります。

なお、各市町村には、固定資産税の評価額を決定するための「路線価」があります。国税庁の「路線価」とは異なりますので、ご注意ください。